

埼玉県地域移行・地域定着ピアサポート活動促進事業実施要綱

(目的)

第1条 精神障害者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、本人が充実した生活を送ることができるよう、ピアサポート活動を促進し、統合失調症を始めとする入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を推進する。

(定義)

第2条 定義は、次のとおりとする。

(1) ピアサポートコーディネーター

「ピアサポートコーディネーター」は、精神保健福祉士又はこれと同等程度の知識を有する者のうち、第4条第1項に規定する業務等を円滑に実施できる者をいう。

(2) ピアサポーター

「ピアサポーター」は、精神疾患を患った自らの経験を生かして、埼玉県地域移行・地域定着ピアサポート活動促進事業（以下「本事業」という。）の業務に携わる者をいう。

(3) 区域

「区域」は、原則として連携する保健所（中核市保健所含む。）の担当区域とする。

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、県とする。なお、事業の一部を希望する相談支援事業者等に委託して実施するものとする。

(事業内容)

第4条 本事業の委託を受けた機関（以下「受託機関」という。）にピアサポートコーディネーターを配置する。ピアサポートコーディネーターは、ピアサポーターと協働の上、保健所と連携し、地域の実情に応じて次の業務を行う。

(1) 地域移行・地域定着のためのピアサポート活動等の促進

- ア 精神科病院等において入院患者の退院意欲を高めるために、グループワークや同行外出などの支援を実施する。
- イ 退院後の精神障害者等が、地域で孤立せず安心した暮らしを継続するために、委託事業所等におけるグループワークや個別訪問により地域生活を支援する。

(2) ピアサポートに関する普及啓発活動及びピアサポーター養成活動

- ア ピアサポート講座等を実施し、仲間活動、社会活動、役割活動などピアサポー

トに関する普及啓発を図る。

イ ピアサポーター養成講座等を実施し、本事業に携わることができるピアサポーターを養成する。

ウ 本事業に携わるピアサポーターに就労機会を確保する。

2 保健所は、区域における精神障害者への支援の推進のために、ピアサポートコーディネーターと協力して、主に以下のような業務を行う。

(1) 研修、シンポジウム等の企画及び実施など、区域の市町村、病院及び福祉サービス事業者等の関係機関や地域住民に対する普及啓発活動

(2) 病院・施設等の関係機関に対する地域生活への移行及び定着に向けたピアサポートの活動を促進するために必要な協力の要請

3 県は、精神障害者の地域移行・地域定着及びピアサポート活動を促進するため、主として以下の業務を行う。

(1) 市町村が実施する地域移行及び地域定着支援の実施状況の把握

(2) ピアサポートコーディネーター及び保健所が実施する業務についての効果及び課題の整理・点検

(その他)

第5条 ピアサポートコーディネーター及びピアサポーターは、その業務を行うに当たっては、対象者の身上及び家族状況に関して知り得た秘密を守らなければならないものとする。

2 ピアサポートコーディネーター及び保健所は、本事業に必要な会議等を実施するに当たり、市町村が設置する協議会（保健、医療、福祉関係者による協議の場）等と連携を図るものとする。

3 受託機関は、保健所ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場（精神障害者地域支援体制構築会議等）において本事業の実施による成果と効果及び明らかになった課題について報告する。

4 受託機関は、本事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区別することとする。

5 受託機関は、ピアサポーターに対し、活動内容、報酬、活動時間等の条件を明確にすること。また、必ず個人情報保護取扱い特記事項を説明の上、誓約書を取り交わすこととする。

6 受託機関は県に対し、本事業に係る実績報告書を、別に定める様式により事業終了後速やかに提出するものとする。

7 精神保健福祉センター及び保健所は、市町村、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等の関係機関に対して、精神障害者の地域移行・地域定着やピアサポート活動を促進するための情報提供を行うなど、必要な協力を行うこととする。

また、本事業の実施により明らかになった課題について、保健所ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場（精神障害者地域支援体制構築会議等）を活用し、課題解消に向けた検討を行うこととする。

8 県は、本事業の実施により明らかになった課題について、県の保健、医療、福祉関係者による協議の場（埼玉県自立支援協議会精神障害者地域支援体制整備部会）や審議会等を活用し、課題解消に向けた検討を行うこととする。

附 則

この要綱は、平成15年4月15日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年8月29日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年6月5日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。